

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">医療費控除の対象となる在宅療養の介護費用の証明について</p> <p style="text-align: center;">平成2年7月27日老福第145号</p> <p>各 〔都道府県〕 〔指定都市〕 〔民生〕 〔衛生〕 主管部(局)長 あて</p> <p style="text-align: right;">厚生省大臣官房老人保健福祉部 老人福祉課長 厚生省健康政策局総務課長 厚生省社会局庶務課長 厚生省社会局更生課長 厚生省児童家庭局障害福祉課長</p> <p>改正 平3老振47・平9老振7・平13医政総発3・障障発4・老振発4</p> <p>保健師、看護師、准看護師その他療養上の世話を受けるために特に依頼した者による療養上の世話の対価については、税法上、従来から医療費控除の対象とされているところである。</p> <p>したがって、傷病により寝たきり等の状態にある者が、在宅療養を行うため、医師の継続的な診療を受けており、かつ左記1の在宅介護サービスの供給主体又は左記2の訪問入浴サービスの供給主体が、その医師と適切な連携をとって左記3の在宅介護サービス又は左記4の訪問入浴サービスを提供した場合の、その在宅介護サービス又は訪問入浴サービスを受けるために要する費用についても、療養上の世話を受けるために特に依頼した者による療養上の世話の対価と認められ、税法上、医療費控除の対象となるものであるが、今般、国税庁と協議の上、当該費用に係る証明書の取扱いについて明らかにすることとした。</p> <p>については、傷病により寝たきり等の状態にある者の在宅療養を行うために、左記1の在宅介護サービスの供給主体又は左記2の訪問入浴サービスの供給主体が、医師と適切な連携をとって左記3の在宅介護サービス又は左記4の訪問入浴サービスを提供した場合には、左記1の在宅介護サービスの供給主体又は左記2の訪問入浴サービスの供給主体が左記5の証明書を発行するよう貴管内市(区)町村、在宅介護サービス事業者及び訪問入浴サービス事業者等への周知徹底を図られたい。</p> <p>なお、保健師、助産師、看護師、准看護師が在宅療養のために療養上の世話を行った場合についても左記5の証明書を発行するよう周知徹底を図られたい。</p> <p>また、「在宅介護費用証明書」は、別紙のコピーを使用して証明されたもの又は同様の様式を使用して証明されたものであっても、各税務署窓口において受け付けられることとされているので、その旨の指導も併せて行われたい。</p> <p>なお、左記5に掲げる証明書が発行されていない場合の費用又は左記1に掲げる者以外の者の在宅介護サービスに係る費用若しくは左記2に掲げる者以外の者の訪問入浴サービスに係る費用であっても、療養上の世話の費用に該当するものは、所得税基本通達七三 六(保健師等以外の者から受ける療養上の世話)により、医療費控除の対象となるので、念のため申し添える。</p> <p>また、支援費制度下での居宅生活支援サービスの利用者負担額に係る医療費控除の証明</p>	<p style="text-align: center;">医療費控除の対象となる在宅療養の介護費用の証明について</p> <p style="text-align: center;">平成2年7月27日老福第145号</p> <p>各 〔都道府県〕 〔指定都市〕 〔民生〕 〔衛生〕 主管部(局)長 あて</p> <p style="text-align: right;">厚生省大臣官房老人保健福祉部 老人福祉課長 厚生省健康政策局総務課長 厚生省社会局庶務課長 厚生省社会局厚生課長 厚生省児童家庭局障害福祉課長</p> <p>改正 平3老振47・平9老振7・平13医政総発3・障障発4・老振発4</p> <p>保健婦、看護婦、准看護婦その他療養上の世話を受けるために特に依頼した者による療養上の世話の対価については、税法上、従来から医療費控除の対象とされているところである。</p> <p>したがって、傷病により寝たきり等の状態にある者が、在宅療養を行うため、医師の継続的な診療を受けており、かつ左記1の在宅介護サービスの供給主体又は左記2の訪問入浴サービスの供給主体が、その医師と適切な連携をとって左記3の在宅介護サービス又は左記4の訪問入浴サービスを提供した場合の、その在宅介護サービス又は訪問入浴サービスを受けるために要する費用についても、療養上の世話を受けるために特に依頼した者による療養上の世話の対価と認められ、税法上、医療費控除の対象となるものであるが、今般、国税庁と協議の上、当該費用に係る証明書の取扱いについて明らかにすることとした。</p> <p>については、傷病により寝たきり等の状態にある者の在宅療養を行うために、左記1の在宅介護サービスの供給主体又は左記2の訪問入浴サービスの供給主体が、医師と適切な連携をとって左記3の在宅介護サービス又は左記4の訪問入浴サービスを提供した場合には、左記1の在宅介護サービスの供給主体又は左記2の訪問入浴サービスの供給主体が左記5の証明書を発行するよう貴管下市(区)町村、在宅介護サービス事業者及び訪問入浴サービス事業者等への周知徹底を図られたい。</p> <p>なお、保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦が在宅療養のために療養上の世話を行った場合についても左記5の証明書を発行するよう周知徹底を図られたい。</p> <p>また、「在宅介護費用証明書」は、別紙のコピーを使用して証明されたもの又は同様の様式を使用して証明されたものであっても、各税務署窓口において受け付けられることとされているので、その旨の指導も併せて行われたい。</p> <p>なお、左記5に掲げる証明書が発行されていない場合の費用又は左記1に掲げる者以外の者の在宅介護サービスに係る費用若しくは左記2に掲げる者以外の者の訪問入浴サービスに係る費用であっても、療養上の世話の費用に該当するものは、所得税基本通達七三 六(保健婦等以外の者から受ける療養上の世話)により、医療費控除の対象となるので、念のため申し添える。</p>

書の様式については、新たに左記5に「居宅生活支援サービス利用者負担額証明書」を定めたので、周知徹底を図りたい。

介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除については、「介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて」(平成15年12月24日老発第1224003号国税庁課税部長あて老健局長照会)及びそれに対する国税庁回答(平成15年12月26日課個2-33)によって読み替えられた「介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて」(平成12年6月1日老発第509号国税庁課税部長あて老人保健福祉局長照会)(別添1)及びそれに対する国税庁回答(平成12年6月8日課所4-10)(別添2)によるものとする。

記

- 1 在宅介護サービスの供給主体
 - (1) 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法の規定により居宅介護を行う指定居宅支援事業者及び基準該当居宅支援事業者
 - (2) 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法の規定により短期入所を行う指定居宅支援事業者(ただし、市町村により遷延性意識障害者加算等の加算決定を受けた遷延性意識障害者(児)等又は重症心身障害者(児)に対し医療機関である指定短期入所事業所において短期入所を行う事業者に限る。)
 - (3) 介護福祉士の資格を有する者
- 2 訪問入浴サービスの供給主体
平成15年11月25日付障発第1125001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「訪問入浴サービス事業の実施について」及び平成15年11月25日付障障発第1125001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「訪問入浴サービス事業の取扱いについて」に基づき、訪問入浴サービスを実施する市町村
- 3 在宅介護サービスの内容
 - (1) 食事の介護(買物及び調理を除く。)
 - (2) 排泄の介護
 - (3) 衣類着脱の介護
 - (4) 入浴の介護
 - (5) 身体清拭、洗髪
 - (6) 通院等の介護その他必要な身体の介護
 - (7) 居宅介護
 - ア 身体介護
 - イ 日常生活支援(身体介護に係る部分に限る。)
 - (8) 短期入所(ただし、市町村により遷延性意識障害者加算等として加算決定された部分に限る。)
- 4 訪問入浴サービスの内容
身体障害者の居宅を訪問して行う入浴介護サービス
- 5 証明書

また、介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除については、「介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費の取扱いについて」(平成12年6月1日老発第509号国税庁課税部長あて老人保健福祉局長照会)(別添1)及びそれに対する国税庁回答(平成12年6月8日課所4-10)(別添2)によるものとする。

記

- 1 在宅介護サービスの供給主体
 - (1) 次に掲げる通知に基づきホームヘルパーを派遣する市町村
 - ア 平成12年7月7日付障第528号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知「身体障害者居宅生活支援事業の実施等について」の(別添1)身体障害者ホームヘルプサービス事業運営要綱
 - イ 平成12年7月7日障第529号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知「障害児・知的障害者ホームヘルプサービス事業について」の(別紙)障害児・知的障害者ホームヘルプサービス事業運営要綱
 - (2) 介護福祉士の資格を有する者
- 2 訪問入浴サービスの供給主体
平成12年7月7日付障第528号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知「身体障害者居宅生活支援事業の実施等について」の身体障害者デイサービス事業運営要綱に基づき、訪問入浴サービスを実施する市町村
- 3 在宅介護サービスの内容
 - ア 食事の介護(買物及び調理を除く。)
 - イ 排泄の介護
 - ウ 衣類着脱の介護
 - エ 入浴の介護
 - オ 身体清拭、洗髪
 - カ 通院等の介護その他必要な身体の介護
- 4 訪問入浴サービスの内容
身体障害者の居宅を訪問して行う入浴介護サービス
- 5 証明書

(1) 様式 別紙「在宅介護費用証明書」及び「**居宅生活支援サービス利用者負担額証明書**」

(2) 記載者 記1及び2の市町村、事業者等とする。

(別紙)

在宅介護費用証明書

下記の内容により、医師との連携の下に在宅療養のため在宅介護サービス又は訪問入浴サービスを提供し、その費用を領収したことを証明する。

平成 年 月 日

事業者名
所在地(住所)
代表者名

印

記

患者	氏名		性別	男	女	
	住所					
	生年月日	明大昭平	年	月	日	年齢
費用負担者	氏名		続柄			
	住所					
傷病名	により寝たきり等の状態にある。					
主治医又は協力医療機関	医療機関名					
	所在地(住所)					
	医師氏名					
介護内容	1 在宅介護サービス ア 食事の介護 イ 排せつの介護 ウ 衣類着脱の介護 エ 入浴の介護 オ 身体の清拭、洗髪 カ 通院等の介助その他必要な身体の介護					

(1) 様式 別紙「在宅介護費用証明書」

(2) 記載者 記1及び2の市町村、民間事業者等とする。

(別紙)

在宅介護費用証明書

下記の内容により、医師との連携の下に在宅療養のため在宅介護サービス又は訪問入浴サービスを提供し、その費用を領収したことを証明する

平成 年 月 日

事業者名
所在地(住所)
代表者名

印

記

患者	氏名		性別	男	女	
	住所					
	生年月日	明大昭平	年	月	日	年齢
費用負担者	氏名		続柄			
	住所					
傷病名	により寝たきり等の状態にある。					
主治医又は協力医療機関	医療機関名					
	所在地(住所)					
	医師氏名					
介護内容	1 在宅介護サービス ア 食事の介護 イ 排せつの介護 ウ 衣類着脱の介護 エ 入浴の介護 オ 身体の清拭、洗髪 カ 通院等の介助その他必要な身体の介護					

	() 2 訪問入浴サービス
介護費用	平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間に領収した金額の合計額(上記1のアからカまでの介護及び2の訪問入浴サービスに係るものに限る。) _____ 円

	() 2 訪問入浴サービス
介護費用	平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間に領収した金額の合計額(上記1のアからカまでの介護及び2の訪問入浴サービスに係るものに限る。) _____ 円

- (注) 1 この証明書は、在宅療養の介護費用について、医療費控除を受ける際に、確定申告書に添付するか、確定申告の際に提示して下さい。
- 2 「事業者名」欄は、市(区)町村が提供する場合には、その自治体名を記入して下さい。(保健師、助産師、看護師、准看護師(以下「看護師等」という。))の場合は記入不要)
- 3 なお、この証明書には、市(区)町村長の発行するホームヘルパー派遣決定通知書・訪問入浴サービス利用決定通知書、介護福祉士及び看護師等の資格証明証の写しを添付して下さい。
- 4 看護師等の行う療養上の世話の内容については、介護内容の欄のかっこ内に療養上の世話の内容を具体的に記載して下さい。
- 5 確定申告に際しては、この証明書のほかに、当該医師又は医療機関の診療等の対価に係る領収書を添付して下さい。

- (注) 1 この証明書は、在宅療養の介護費用について、医療費控除を受ける際に、確定申告書に添付するか、確定申告の際に提示して下さい。
- 2 「事業者名」欄は、市(区)町村が提供する場合には、その自治体名を記入して下さい。(保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦(以下「看護婦等」という。))の場合は記入不要)
- 3 なお、この証明書には、市(区)町村長の発行するホームヘルパー派遣決定通知書・デイサービス利用決定通知書、介護福祉士及び看護婦等の資格証明証の写しを添付して下さい。
- 4 看護婦等の行う療養上の世話の内容については、介護内容の欄のかっこ内に療養上の世話の内容を具体的に記載して下さい。
- 5 確定申告に際しては、この証明書のほかに、当該医師又は医療機関の診療等の対価に係る領収書を添付して下さい。

居宅生活支援サービス利用者負担額証明書

下記の内容により、医師との連携の下に在宅療養のため居宅生活支援サービスを提供し、その費用を領収したことを証明する。

平成 年 月 日

事業者名
所在地(住所)
代表者名

印

記

利用者	氏名		性別	男	女
	住所				
	生年月日	明大昭平 年 月 日	年齢	_____ 歳	
費用負担者	氏名		続柄		

	住 所
主治医又は 協力医療機関	医療機関名
	所在地(住所)
	医師氏名
サービス内容	居宅生活支援サービス (1) 居宅介護 ア 身体介護 イ 日常生活支援(身体介護に係る部分に限る。) (2) 短期入所(ただし、市町村により加算決定された遷延性意識障害者加算等に係る部分に限る。)
(1)又は(2)の該当するものに○をつける。	
利用者負担額	平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間に領収した金額の合計額(上記サービス内容に係るものに限る。) <div style="text-align: right;">円</div>

- (注) 1 この証明書は、居宅生活支援サービスの利用者負担額について、医療費控除を受ける際に、確定申告書に添付するか、確定申告の際に提示して下さい。
 2 「事業者名」欄は、市(区)町村が提供する場合には、その自治体名を記入して下さい。
 3 なお、この証明書には、市(区)町村の発行する居宅受給者証の写しを添付して下さい。
 4 日常生活支援については、領収した金額に2分の1を乗じて合計額を算出して下さい。

(別添1)

介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて
 (平成12年6月1日老発第509号
 国税庁課税部長宛 厚生省老人保健福祉局長照会)

在宅介護サービス(在宅入浴サービスを含む。以下同じ。)の対価に係る医療費控除の取扱いについては、「医療費控除の対象となる在宅療養の介護費用の証明について」(平成2年7月27日老福第145号厚生省大臣官房老人保健福祉部老人福祉課長ほか通知)に基づき取り扱われてきたところであるが、平成12年4月1日からの介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)の施行により、法第7条第5項に規定する居宅サービスについては、通常、指定居宅介護支援事業者が、保健医療サービスとの連携や必要に応じて利用者の主治の医師の意見を踏まえて、利用者個人ごとに、「居宅サービス

(別添1)

介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて
 (平成12年6月1日老発第509号
 国税庁課税部長宛 厚生省老人保健福祉局長照会)

在宅介護サービス(在宅入浴サービスを含む。以下同じ。)の対価に係る医療費控除の取扱いについては、「医療費控除の対象となる在宅療養の介護費用の証明について」(平成2年7月27日老福第145号厚生省大臣官房老人保健福祉部老人福祉課長ほか通知)に基づき取り扱われてきたところであるが、平成12年4月1日からの介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)の施行により、法第7条第5項に規定する居宅サービスについては、通常、指定居宅介護支援事業者が、保健医療サービスとの連携や必要に応じて利用者の主治の医師の意見を踏まえて、利用者個人ごとに、「居宅サービス計画」(法

計画」(法第7条第18項に規定する「居宅サービス計画」をいう。)を作成し、これに基づいて、各種の居宅サービスが提供されるようになった。

また、法第2条第2項において、介護保険サービスは、「医療との連携に十分配慮して行わなければならない」とされ、居宅サービス計画の策定過程等を通じて医療や保健との連携が図られる。

こうしたことから、介護保険制度の施行に伴い、同制度の下で提供される居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて、下記のとおりと考えるが、貴庁の見解を承りたく照会する。

記

在宅介護サービスについては、これまで、傷病により寝たきり等の状態にある者が、在宅療養を行うため、医師の継続的な診療を受けており、かつ、一定の在宅介護サービスの供給主体が、その医師と適切な連携をとって在宅介護サービスを提供した場合の、その在宅介護サービスを受けるために要する費用については、「療養上の世話を受けるために特に依頼した者による療養上の世話の対価」として医療費控除の対象とされてきたところである。

これまでのこうした取扱いと介護保険制度における居宅サービスの提供方法を勘案すれば、介護保険制度の下で提供される居宅サービスのうち、「療養上の世話を受けるために特に依頼した者による療養上の世話の対価」として、1の対象者について、2の対象となる居宅サービスに係る3の対象費用の額が、「療養上の世話を受けるために特に依頼した者による療養上の世話の対価」として医療費控除の対象となる金額と解される。

また、当該居宅サービスが、法第43条又は第55条に規定する居宅介護(支援)サービス費等に係る支給限度額の範囲内で提供されるものであれば、当該者の病状に応じて一般的に支出される水準を著しく超えないものであると解される。

1 対象者

次の(1)及び(2)のいずれの要件も満たす者

(1)法第7条第18項に規定する居宅サービス計画(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。)第64条第1号八(第85条において準用される場合を含む。以下同じ。)に規定する「指定居宅サービスの利用に係る計画」(同号八の市町村への届出が受理されているものに限る。))を含む。以下「居宅サービス計画」という。)に基づいて、居宅サービスを利用すること。

(2)(1)の居宅サービス計画に次に掲げる居宅サービスのいずれかが位置付けられること。

イ 法第7条第8項に規定する訪問看護

ロ 法第7条第9項に規定する訪問リハビリテーション

ハ 法第7条第10項に規定する居宅療養管理指導

ニ 法第7条第12項に規定する通所リハビリテーション

ホ 法第7条第14項に規定する短期入所療養介護

(注)イについては、老人保健法及び医療保険各法の訪問看護療養費の支給に係る訪問看護を含む。

第7条第18項に規定する「居宅サービス計画」をいう。)を作成し、これに基づいて、各種の居宅サービスが提供されるようになった。

また、法第2条第2項において、介護保険サービスは、「医療との連携に十分配慮して行わなければならない」とされ、居宅サービス計画の策定過程等を通じて医療や保健との連携が図られる。

こうしたことから、介護保険制度の施行に伴い、同制度の下で提供される居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて、下記のとおりと考えるが、貴庁の見解を承りたく照会する。

記

在宅介護サービスについては、これまで、傷病により寝たきり等の状態にある者が、在宅療養を行うため、医師の継続的な診療を受けており、かつ、一定の在宅介護サービスの供給主体が、その医師と適切な連携をとって在宅介護サービスを提供した場合の、その在宅介護サービスを受けるために要する費用については、「療養上の世話を受けるために特に依頼した者による療養上の世話の対価」として医療費控除の対象とされてきたところである。

これまでのこうした取扱いと介護保険制度における居宅サービスの提供方法を勘案すれば、介護保険制度の下で提供される居宅サービスのうち、「療養上の世話を受けるために特に依頼した者による療養上の世話の対価」として、1の対象者について、2の対象となる居宅サービスに係る3の対象費用の額が、「療養上の世話を受けるために特に依頼した者による療養上の世話の対価」として医療費控除の対象となる金額と解される。

また、当該居宅サービスが、法第43条又は第55条に規定する居宅介護(支援)サービス費等に係る支給限度額の範囲内で提供されるものであれば、当該者の病状に応じて一般的に支出される水準を著しく超えないものであると解される。

1 対象者

次の(1)及び(2)のいずれの要件も満たす者

(1)法第7条第18項に規定する居宅サービス計画(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。)第64条第1号八(第85条において準用される場合を含む。以下同じ。)に規定する「指定居宅サービスの利用に係る計画」(同号八の市町村への届出が受理されているものに限る。))を含む。以下「居宅サービス計画」という。)に基づいて、居宅サービスを利用すること。

(2)(1)の居宅サービス計画に次に掲げる居宅サービスのいずれかが位置付けられること。

イ 法第7条第8項に規定する訪問看護

ロ 法第7条第9項に規定する訪問リハビリテーション

ハ 法第7条第10項に規定する居宅療養管理指導

ニ 法第7条第12項に規定する通所リハビリテーション

ホ 法第7条第14項に規定する短期入所療養介護

(注)イについては、老人保健法及び医療保険各法の訪問看護療養費の支給に係る訪問看護を含む。

2 対象となる居宅サービス

1の(2)に掲げる居宅サービスと併せて利用する次に掲げる居宅サービス

(1) 法第7条第6項に規定する訪問介護

ただし、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)別表指定居宅サービス給付費単位表1訪問介護費口に掲げる生活援助が中心である場合を除く。

(2) 法第7条第7項に規定する訪問入浴介護

(3) 法第7条第11項に規定する通所介護

(4) 法第7条第13項に規定する短期入所生活介護

(注)1の(2)のイからホに掲げる居宅サービスに係る費用については、1の対象者の要件を満たすか否かに関係なく、利用者の自己負担額全額が医療費控除の対象となる。

3 対象費用の額

2に掲げる居宅サービスに要する費用(法第41条第4項第1号若しくは第2号又は法53条第2項第1号若しくは第2号に規定する「厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額」をいう。)に係る自己負担額

(注)自己負担額とは、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる額をいう。

(1) 指定居宅サービスの場合

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「基準省令」という。)第2条第4号に規定する居宅介護サービス費用基準額から法第41条第4項に規定する居宅介護サービス費の額を控除した額又は基準省令第2条第7号に規定する居宅支援サービス費用基準額から法53条第2項に規定する居宅支援サービス費の額を控除した額

(2) 基準該当サービスの場合

指定居宅サービスの場合に準じて算定した利用者の自己負担額

4 領収証

法第41条第8項(第53条第4項において準用する場合を含む。)及び規則第65条(第85条において準用する場合を含む。)に規定する領収証に、3の対象費用の額を記載する。(別紙様式例参照)

なお、既に発行した領収証がある場合や介護保険施行後、当面この様式例に依り難い場合においては、法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者又は法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービスを提供する事業者は、領収証のほかに、利用者が医療費控除を受ける場合の、確定申告書に添付又は確定申告の際に提示する書類として、居宅サービス計画を作成した事業者名及び医療費控除の対象となる金額を記載した書面を交付する。

(様式例)

居宅サービス利用料領収証

(平成 年 月分)

2 対象となる居宅サービス

1の(2)に掲げる居宅サービスと併せて利用する次に掲げる居宅サービス

(1) 法第7条第6項に規定する訪問介護

ただし、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)別表指定居宅サービス給付費単位表1訪問介護費口に掲げる家事援助が中心である場合を除く。

(2) 法第7条第7項に規定する訪問入浴介護

(3) 法第7条第11項に規定する通所介護

(4) 法第7条第13項に規定する短期入所生活介護

(注)1の(2)のイからホに掲げる居宅サービスに係る費用については、1の対象者の要件を満たすか否かに関係なく、利用者の自己負担額全額が医療費控除の対象となる。

3 対象費用の額

2に掲げる居宅サービスに要する費用(法第41条第4項第1号若しくは第2号又は法53条第2項第1号若しくは第2号に規定する「厚生大臣が定める基準により算定した費用の額」をいう。)に係る自己負担額

(注)自己負担額とは、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる額をいう。

(1) 指定居宅サービスの場合

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「基準省令」という。)第2条第4号に規定する居宅介護サービス費用基準額から法第41条第4項に規定する居宅介護サービス費の額を控除した額又は基準省令第2条第7号に規定する居宅支援サービス費用基準額から法53条第2項に規定する居宅支援サービス費の額を控除した額

(2) 基準該当サービスの場合

指定居宅サービスの場合に準じて算定した利用者の自己負担額

4 領収証

法第41条第8項(第53条第4項において準用する場合を含む。)及び規則第65条(第85条において準用する場合を含む。)に規定する領収証に、3の対象費用の額を記載する。(別紙様式例参照)

なお、既に発行した領収証がある場合や介護保険施行後、当面この様式例に依り難い場合においては、法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者又は法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービスを提供する事業者は、領収証のほかに、利用者が医療費控除を受ける場合の、確定申告書に添付又は確定申告の際に提示する書類として、居宅サービス計画を作成した事業者名及び医療費控除の対象となる金額を記載した書面を交付する。

(様式例)

居宅サービス利用料領収証

(平成 年 月分)

利用者指名				
費用負担者氏名		続柄		
事業所名及び住所等	印 (住所：)			
居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者名				
No.	サービス内容 / 種類	単 価	回数	利用者負担額(保険対象分)
				円
				円
				円
				円
				円
No.	その他費用(保険給付対象外のサービス)	単 価	回数	利用者負担額
領 収 額		円	領収年月日 平成 年 月 日	
うち医療費控除の対象となる金額		円		

(注)

1 本様式例によらない領収証であっても、「居宅サービス計画を作成した介護支援事業者名」と「医療費控除の対象となる金額」が記載されたものであれば差し支えありません。

利用者指名				
費用負担者氏名		続柄		
事業所名及び住所等	印 (住所：)			
居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者名				
No.	サービス内容 / 種類	単 価	回数	利用者負担額(保険対象分)
				円
				円
				円
				円
				円
No.	その他費用(保険給付対象外のサービス)	単 価	回数	利用者負担額
領 収 額		円	領収年月日 平成 年 月 日	
うち医療費控除の対象となる金額		円		

(注)

1 本様式例によらない領収証であっても、「居宅サービス計画を作成した介護支援事業者名」と「医療費控除の対象となる金額」が記載されたものであれば差し支えありません。

なお、利用者自ら居宅サービス計画を作成し、市町村に届出が受理されている場合においては、居宅サービス事業者は、居宅介護支援事業者名の代わりに当該市町村名を記入してください。

- 2 サービス利用料が区分支給限度基準額又は種類支給限度基準額を超える部分の金額については、「その他費用（保険給付対象外サービス）」欄に記載してください。
- 3 訪問介護事業者にあつては、「うち医療費控除の対象となる金額」欄には、利用者負担額（保険対象分）のうち生活援助中心型に係る訪問介護以外のサービスに係る利用者負担額（保険対象分）の合計額を記載してください。
- 4 この領収証を発行する居宅サービス事業者が訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション又は短期入所療養介護を提供している場合には、これらのサービスに係る利用料についても併せて記入してください。
- 5 医療費控除を受ける場合、この領収証を確定申告書に添付するか、確定申告の際に提示してください。

（別添2）

介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて
平成12年6月8日課所4-10
厚生省老人保健福祉局長 国税庁課税部長回答
標題のことについては、貴見のとおりで差し支えありません。

なお、利用者自ら居宅サービス計画を作成し、市町村に届出が受理されている場合においては、居宅サービス事業者は、居宅介護支援事業者名の代わりに当該市町村名を記入してください。

- 2 サービス利用料が区分支給限度基準額又は種類支給限度基準額を超える部分の金額については、「その他費用（保険給付対象外サービス）」欄に記載してください。
- 3 訪問介護事業者にあつては、「うち医療費控除の対象となる金額」欄には、利用者負担額（保険対象分）のうち家事援助中心型に係る訪問介護以外のサービスに係る利用者負担額（保険対象分）の合計額を記載してください。
- 4 この領収証を発行する居宅サービス事業者が訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション又は短期入所療養介護を提供している場合には、これらのサービスに係る利用料についても併せて記入してください。
- 5 医療費控除を受ける場合、この領収証を確定申告書に添付するか、確定申告の際に提示してください。

（別添2）

介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて
平成12年6月8日課所4-10
厚生省老人保健福祉局長 国税庁課税部長回答
標題のことについては、貴見のとおりで差し支えありません。